

(仮称)日進市空家等対策協議会設置条例(案)制定にかかる意見を募集します

ID番号 N18908

更新日 平成27年12月1日

市では、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づく空家等対策協議会設置に向け、(仮称)日進市空家等対策協議会設置条例(案)を作成しております。

つきましては、関連情報の「(仮称)日進市空家等対策協議会設置条例(案)の概要」をご覧ください、意見をお寄せください。

意見の募集期間

平成27年12月1日(火曜日)から平成28年1月12日(火曜日)まで(必着)

対象

市内在住・在学・在勤の人または市内に事業所を有する法人

意見の提出方法

関連情報にある「(仮称)日進市空家等対策協議会設置条例(案)制定にかかる意見書」もしくは自由な様式に住所、氏名、意見をご記入の上、次のいずれかの方法で日進市役所都市計画課に、提出ください。

- 窓口 日進市役所北庁舎2階 都市計画課
- 郵送 〒470-0192 日進市役所都市計画課(住所不要)
- ファクス 0561-73-1871
- 電子メール toshikeikaku@city.nisshin.lg.jp

意見の取り扱い

- 意見は、(仮称)日進市空家等対策協議会設置条例(案)制定にあたり、参考にさせていただきます。
- 意見は、個人を特定できる情報を除き、公表することがあります。
- 意見に対する個別の回答は、行いません。
- 意見の書面は、返却いたしません。
- 収集した個人情報は、日進市個人情報保護条例に基づき、適切に管理します。

関連情報

[国土交通省ホームページ「空家等対策の推進に関する特別措置法関連情報」\(外部リンク\)](#)

[\(仮称\)日進市空家等対策協議会設置条例\(案\)の概要\(PDFファイル 62.1KB\)](#)

[\(仮称\)日進市空家等対策協議会設置条例\(案\)制定にかかる意見書\(ワードファイル 16.3KB\)](#)

このページに関するお問い合わせ

都市計画課都市行政係

電話番号 : 0561-73-3297 ファクス番号 : 0561-73-1871

[ご意見・お問い合わせ専用フォーム](#)